

郵送による転出届

大竹市長様		令和 年 月 日
届出人		
連絡先	□ 日中連絡のつく電話番号（自宅・携帯・会社など）	
転出（予定）日 (新しい住所に住み始める日)	年 月 日	
これからのお住所 (転出先)		
世帯主の氏名 (これからの世帯主)		
今までの住所 (大竹市の住所)	大竹市	
世帯主の氏名 (今までの世帯主)		
（フリガナ） 異動者（転出する人）の氏名	生年月日	続柄 (世帯主、妻、など)
	大・昭・平・令	マイナンバーカード 有・無
	年 月 日	
	大・昭・平・令	有・無
	年 月 日	
	大・昭・平・令	有・無
	年 月 日	
	大・昭・平・令	有・無
	年 月 日	
	大・昭・平・令	有・無
	年 月 日	

※届出人が同一世帯に属する人以外の場合は、委任状が必要です。

マイナンバーカードをお持ちですか

はい

いいえ

新住所地に住み始めた日から14日以内に転入手続きをことができる。

※新住所地に住み始めた日から14日以内に転入手続きをがされない場合、マイナンバーカードが失効します。

4桁の暗証番号を覚えている。

※忘れた場合、転入先で再設定する必要があります。カード名義本人（15歳未満や成年後見人の方は法定代理人）であれば、その場で再設定することができます。

異動者（転出する人）本人が転入手続きをする。（窓口に行く）

全てにチェックが入りますか

はい

いいえ

「転出証明書」の受け取りは不要です。
大竹市での手続きが完了次第、ご連絡します。その後、異動日（転入日）から14日以内にマイナンバーカード（4桁の暗証番号が必要）を持って、新しい住所地の窓口で転入手続きをお済ませ下さい。

この届書に同封いたいただく書類
・届出人の本人確認書類の写し
(運転免許証、健康保険の資格確認書等)
・返信用封筒
(切手を貼付してください。返送先は、旧住所または新住所のみとなります。)

「転出証明書」を返送します。
「転出証明書」を持って、新しい住所地の窓口で転入手続きをお済ませ下さい。

問い合わせ先／郵送先

〒739-0692 広島県大竹市小方1丁目11番1号 大竹市役所市民課戸籍住民係 TEL 0827-59-2143